

豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画

改定の概要・概要版（案）

令和*年*月改定

豊田市

豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画

改定の概要・概要版

計画改定の概要

改定の経緯

豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画は、2012年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、2014年に策定した。

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画が、2024年7月2日に抜本的に改定された。それに伴い、愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）も2025年6月に改定されており、本市行動計画についても改定を行う。

基本理念

平時から感染症危機に対応できる体制を作ることで、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に対応できる社会を目指す。

計画期間

2026年度から2031年度までの6年間

計画改定の概要（主なポイント）

主な改定内容

項目	新計画	現計画（2014年策定）
対象疾患	新型インフル、新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実	新型インフルエンザがメイン
対策時期	準備期、初動期、対応期の3期に分け、特に準備期の取組を充実	未発生期、海外発生期、県内未発生期（国内発生早期以降）、県内発生早期、県内感染期、小康期
対策項目	<p>13項目</p> <p>①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保</p>	<p>6項目</p> <p>①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥市民生活及び経済の安定の確保</p>

計画改定の概要（主なポイント）

<①幅広い呼吸器感染症による危機にも対応>

新型コロナウイルス感染症対策の経験・課題を踏まえ、中長期に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広い呼吸器感染症による危機にも対応

現計画（主に新型インフルエンザ感染症を対象に、流行期間を約8週間として想定）

未発生期、海外発生期、県内未発生期（国内発生早期以降）、県内発生早期、県内感染期、小康期

新計画（新型コロナウイルス感染症のように中長期の感染の波にも対応できるシナリオ）

準備期、初動期、対応期

<②平時の準備の記載を充実>

現行「未発生期」として記載していたものを「準備期」とし、準備期の取組を充実

現計画：情報収集、情報提供・共有等について記載

新計画：全庁体制の整備、医療・検査体制についての整備、DX推進、人材育成、実践的な訓練の実施等について記載

計画改定の概要（主なポイント）

<③感染対策の機動的な対応を記載>

状況の変化に応じて、感染拡大の防止と経済活動のバランスを踏まえ、柔軟的かつ機動的に対策を切り替えることを記載

- ・ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も記載
- ・DXの推進や関係機関との連携により疫学・臨床情報を迅速に収集・分析し、施策に活かす体制を構築

<④対策項目を増加>

現行6項目から13項目に拡充

現計画：①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥市民生活及び経済の安定の確保

新計画：現計画に加え、①水際対策 ②ワクチン ③治療薬・治療法 ④検査 ⑤保健 ⑥物資 を追加

※現計画のサーベイランスと情報収集を別項目とし、情報収集・分析として追加

計画改定の概要（対策項目・内容の拡充）

- 改定にあたり、現計画の対策項目 6 項目から新計画では 13 項目に拡充
- 全ての項目について、新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等を踏まえ、記載を充実

新規項目

対策項目	新計画（現計画からの主な追加記載項目）	現計画（新計画にも記載）
水際対策	<ul style="list-style-type: none">国、県と連携した居宅等待機者に対しての健康監視の実施検疫所と連携した、帰国者等に対しての健康監視の実施 など	「予防・まん延防止」の項目で一定の記載
ワクチン	<ul style="list-style-type: none">平時から、有事における接種体制の構築に必要な人員、会場、資材等を整備感染初期における接種に携わる医療従事者の確保等の体制の構築システムを活用した接種記録の適切な管理全庁的な人員体制の整備 など	「予防・まん延防止」の項目で一定の記載
治療薬・治療法	<ul style="list-style-type: none">医療機関、薬局への適正使用要請及び適正な流通管理医療従事者や救急隊員への抗インフルエンザ薬の予防投与等の指導 など	「医療」の項目で一定の記載
検査	<ul style="list-style-type: none">平時から、県等と連携し、検体搬入も含めた検査体制の手順を整備検査体制を整備するための必要な人材育成 など	「医療」の項目で一定の記載
保健	<ul style="list-style-type: none">平時からの応援体制やIHEAT要員等、人員の確保及び研修・訓練の実施システムの利用や外部委託の検討等による効率的な感染症対策の実施 など	「医療」の項目で一定の記載
物資	<ul style="list-style-type: none">物資の備蓄状況を隨時確認有事における近隣自治体等との相互融通協力	「市民生活及び経済の安定の確保」の項目で一定の記載

計画改定の概要（対策項目・内容の拡充）

既存項目の変更

対策項目	新計画（現計画からの主な追加記載項目）	現計画（新計画にも記載）
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からの国・県等との連携の強化 ・平時から全庁的な有事に備えた実践的研修及び訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置 ・医療関係団体等との連携強化など
サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・平時におけるサーベイランスに係る人材の確保及び育成 ・サーベイランスから得られた感染対策に関する情報の市民等への共有など 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県等からの情報収集 ・サーベイランスによる流行状況の把握
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう体制を整備 ・偏見・差別等や偽・誤情報への啓発及び対応など 	<ul style="list-style-type: none"> ・双方向の情報共有など
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から緊急事態措置中の不要不急の外出自粛や施設利用制限に対する理解促進 ・有事での市民生活や社会経済活動への影響を考慮した感染症対策の実施 ⇒病原性・感染性の強弱に応じた感染症対策の強化、緩和など 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からマスクや手洗い等の感染防止知識を普及・理解促進 ・緊急事態措置中の不要不急の外出自粛など
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・県連携協議会等を通じた医療機関、保健所、消防機関等との連携 ・平時から協定等に基づき民間事業者等と連携して、医療機関等への患者の移送、療養先へのパルスオキシメーターや体温計等の配達、保健師及び看護師などの専門職員や事務職員の人材確保、配食サービス等の体制を確保 ・有事には早期相談センターを整備し、医療機関の受診方法等を周知など 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染期に備えた医療の確保 ・感染期における受入れ医療機関の整備 ・在宅療養者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）など
市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・有事における事業者へのテレワーク、時差出勤等、感染対策の要請 ・メンタルヘルス、孤独・孤立、高齢者のフレイル等への対応 ・長期休校の際の教育の継続に関する支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ・買占めや売惜しみが生じないよう要請 ・火葬能力の把握及び火葬体制の整備 ・ごみ収集・処理、上下水道施設の維持など

※「サーベイランス・情報収集」は、現計画で1項目のものであるが、新計画では「サーベイランス」と「情報収集」の別項目として対策を記載

豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画

改定の概要・概要版

新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版（主な構成）

①実施体制

ポイント	<ul style="list-style-type: none">・平時から、国、県、関係機関との連携体制を強化する。・新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進め、実践的な訓練を実施する。
準備期	<ul style="list-style-type: none">・有事に備えた実践的な訓練、人材育成・行動計画や業務計画の作成・変更・予防計画に基づく全庁体制の整備・国、県等との連携の強化、情報共有、連携体制の確認
初動期	<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等の発生又はその疑いがある場合は、必要に応じて豊田市健康危機管理庁内会議を開催・国及び県が対策本部を設置した場合には、豊田市健康危機管理対策本部を設置・準備期の対応を踏まえ、必要な人員体制の強化・必要に応じて全庁体制へ移行・必要な予算の確保
対応期	<ul style="list-style-type: none">・収集した情報とリスク評価を踏まえて対応策を実施・必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める・必要に応じて、県や他の市町村に応援要請・必要な予算の確保・緊急事態宣言がなされた場合は、豊田市新型インフルエンザ等対策本部を設置

②情報収集・分析

ポイント	<ul style="list-style-type: none">・利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、国等におけるリスク評価も踏まえ、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。
準備期	<ul style="list-style-type: none">・国、J I H S、県等と連携して、訓練等を通じ、情報収集・分析の実施体制の運用状況等を確認・計画的な人員の確保及び人材育成
初動期	<ul style="list-style-type: none">・国、J I H S、県の感染症インテリジェンス体制の強化、継続的なリスク評価に資する情報提供の協力・リスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断し、実施・国や県から共有された情報や対策を迅速に市民等へ提供・共有
対応期	<ul style="list-style-type: none">・引き続き、国、J I H S、県と連携しての感染症インテリジェンス体制の強化・国の方針を踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目の見直し・情報収集・分析から得られた情報や対策について、国及び県から共有を受けるとともに市民等に迅速に提供・共有

新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版（主な構成）

③サーベイランス

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生を早期に探し、情報収集・分析及びリスク評価が迅速に行われる体制を整備する。
準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県が整備する体制を活用し、感染症発生動向等を平時から把握 ・感染症サーベイランスに関する人材育成 ・分析結果について関係機関に共有するとともに、市民等へできる限りわかりやすく提供・共有 ・医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生病届及び退院等の提出を促進
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・有事の感染症サーベイランスの開始（患者の全数把握、入院、病原体ゲノム等のサーベイランス） ・リスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化 ・感染症サーベイランスから得られた情報を市民等へ迅速に分かりやすく提供・共有
対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて、有事の感染症サーベイランスを定点把握へ移行 ・流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的な感染症対策の切替 ・可能な限り科学的根拠に基づいて、市民等へ迅速に提供・共有

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症危機において発生する恐れのある情報の錯綜、偏見・差別、偽・誤情報等に混乱せず、効果的な感染対策を実施するため、平時から感染症に関する情報の提供・共有方法の整理、普及啓発及びリスクコミュニケーション体制を整備する。
準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への配慮 ・偏見・差別等に関する啓発 ・偽・誤情報に関する啓発 ・市民等との双方向のコミュニケーションの体制整備
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について強化し、市民等への情報提供・共有を実施 ・市民の不安や意見を把握するためのコールセンターを設置し、関心事項等を整理し、双方向のコミュニケーションを実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応
対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期同様、リスクコミュニケーションを実施 ・初動期同様、双方向のコミュニケーションを実施 ・初動期同様、偏見・差別等や偽・誤情報への対応

新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版（主な構成）

⑤水際対策

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・国内への病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機へ対応する準備のための時間を確保する。
準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、出国予定者に向けて適時適切な情報提供 ・検疫所が実施する訓練の機会等において、発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県等と連携しながら、居宅等待機者に対しての健康監視の実施 ・国が行う検疫措置の強化に伴い、検疫所や医療機関等の関係機関との連携を強化 ・検疫所の求めに応じて、帰国者等に対して健康監視の実施
対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期の取組を引き続き実施

⑥まん延防止

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療及び市民生活・社会経済活動への影響の軽減を図る。
準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・有事におけるまん延防止対策強化に向け、想定される対策の内容やその意義について、市民や事業者の理解促進への取組 ・換気、マスク着用等の咳工チケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及 ・自らが感染が疑われる場合の対応等についての理解促進への取組
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・市内へのまん延防止対策の準備として、国や県と連携し、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告等）や濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）の確認を進める。 ・検疫所からの感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた際の相互連携と有効活用 ・業務継続計画に基づく対応の準備
対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法に基づく患者への対応（入院勧告等）や濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置 ・市民への基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク等の活用等の要請 ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策の強化 ・各対応時期に応じた、柔軟かつ機動的な対策の切り替え

新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版（主な構成）

⑦ワクチン

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小となるようにするため、ワクチン接種の必要な準備を行い、迅速に接種を進めるための体制を整備する。
準備期	<ul style="list-style-type: none"> 接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整 システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外での接種を可能にする取り組みの推進 市民へのワクチンの意義や制度の仕組み等の理解促進 市民等へワクチンの役割や有効性、安全性、接種対象者等の基本的な情報についての情報提供・共有 全庁的な人員体制の整備
初動期	<ul style="list-style-type: none"> 準備期で整備した接種体制の構築 ワクチン接種に携わる医療従事者の確保 接種の実施会場の確保 全庁的な人員体制の確保
対応期	<ul style="list-style-type: none"> 初動期に構築した接種体制に基づき接種を実施 ワクチンの安全性について、国から示される最新の科学的知見等の情報収集及び市民等への情報提供 予防接種健康被害救済制度の周知 健康被害が生じた市民に対する迅速な救済

⑧医療

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 平時から、県等と連携して、医療提供体制について整備するとともに、有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ感染症医療を提供できる体制を確保し、市民の生命及び健康を守る。
準備期	<ul style="list-style-type: none"> 県や医療関係団体等との密接な連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備 国内外での発生を把握した段階での相談センターの整備 速やかに感染症有事体制に移行するための全庁的な研修・訓練の実施 医療機関、消防機関等への研修・訓練の実施 協定等に基づく民間企業等との連携
初動期	<ul style="list-style-type: none"> 発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制の確立のため市予防計画に基づく検査体制を速やかに整備 症例定義に該当する有症状者等を感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターを整備 対象者以外からの対応窓口として、一般的な相談に対応するコールセンター等を別途設置し、相談センターの負担を軽減
対応期	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等に対し、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合に直ちに届出を行うこと及び電磁的な方法による届出の活用について周知 準備期からの協定等に基づく民家事業者等との連携 時期に応じた医療提供体制の構築

新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版（主な構成）

⑨治療薬・治療法

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、感染症発生時に治療薬の安定的な供給を確保し医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制の整備に協力する。
準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するための支援 ・感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の支援
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県と連携し、治療薬を医療機関や薬局へ円滑に流通させ、必要な患者への公平な配分が行われるよう協力 ・治療薬の過剰な買い込みをしないこと等、適正な流通を指導 ・国、県と連携し、患者の同居者、医療従事者等のウイルスのばく露を受けたものに対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導
対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期に引き続き、国、県と連携し、治療薬の適切な使用の要請と、適正な流通の指導 ・国、県と連携し、医療機関に対し、患者の治療を優先することから、濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の原則見合わせを要請するとともに、効果を評価した上で継続の有無を決定

⑩検査

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・患者等を診断し早期に治療につなげること、流行実態の把握、患者等からの感染拡大防止に努める。 ・必要な検査体制を整備することで、まん延防止と社会経済活動の両立に寄与する。
準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県と連携し、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための準備 ・検査体制の充実・強化訓練等に係る検査実施能力を有事に速やかに確保できるよう訓練等による定期的な確認 ・検査物資の備蓄及び確保
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・市予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう検査体制を整備 ・必要に応じて、運送業者等と協定等を締結するとともに協力事業者の拡大の必要性について判断 ・各種検査方法について、国、J I H Sが取りまとめた指針についての情報収集 ・国及び J I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の医療機関を通じた臨床研究の実施に協力
対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県からの要請、支援を受けて、状況に応じて検査体制の拡充 ・必要に応じて、検査物資の増産の要請を、国や県を通じて試薬・検査機器メーカー等の民間企業等へ要請 ・必要に応じて追加的に、運送業者等と協定等を締結するとともに協力事業者の拡大の必要性について判断 ・必要に応じて県が行う検査体制の維持や拡充等のための見直しに協力

新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版（主な構成）

⑪保健

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から管内での感染症の発生状況や、国、県等からの情報の収集・分析を行い、有事の際には、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置等の実施により、管内における新型インフルエンザ等の発生状況の把握・分析・まん延防止を図る。
準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症有事体制を構成する人員の確保及び受援体制の整備 ・IHEAT要員による支援体制の確保、支援を受けるための体制整備 ・保健所業務に関する業務継続計画を策定 ・速やかに感染症有事体制に移行するための、全庁的な研修・訓練の実施 ・県連携協議会等を活用し、県や関係機関等と連携強化
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・有事体制への移行準備状況の把握と、検査体制の立ち上げ ・健康危機対処計画に基づく、感染症有事体制への移行の準備 ・市民等への情報提供・共有の開始（相談センターの整備、Q Aの周知等） ・管内で疑似症患者発生を把握した際は、積極的疫学調査及び検体採取を実施し、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力要請
対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の感染症有事体制の確立及び検査体制の立て上げ ・有症状者等からの相談に対応する相談センターの強化 ・外部委託を活用した健康観察や生活支援 ・市民等への分かりやすい情報提供・共有

⑫物資

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・有事に備えて、医療、検査等を円滑に実施するための必要な物資等の確保に努める。
準備期～初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに定期的に備蓄状況を確認 ・感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具を備蓄
対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を隨時確認 ・必要な物資等が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や指定（地方）公共機関等の関係各機関が備蓄する物資等を互いに融通する等、物資等の供給に関し相互に協力

新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版（主な構成）

⑬市民生活及び市民経済の安定の確保

ポイント	<ul style="list-style-type: none">・有事の際には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があるため、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨し、体制・環境を整備する。
準備期	<ul style="list-style-type: none">・支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等についてDXを推進し、適切な仕組みを整備・県と連携し、生活支援を要する者への支援等の準備・火葬能力等や一時的に遺体を安置できる施設等の把握・検討を行い、火葬又は埋葬を行うための体制の整備
初動期	<ul style="list-style-type: none">・事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と感染が疑われる従業員への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用等、事業継続のために必要な対策の準備等の勧奨・市民等への生活関連物資等の購入に当たっての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対して、生活関連物資等価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備
対応期	<ul style="list-style-type: none">・市民等への生活関連物資等の購入に当たっての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対して、生活関連物資等価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請・まん延防止措置により生ずる、心身への影響を考慮し、必要な施策を実施・生活支援を要する者への支援、教育と学びの継続に関する支援・まん延時における、一般廃棄物の適正な収集・運搬等に必要な措置・まん延時における安定した上下水道の供給 など

省略又は用語集 本計画では、以下の通り、略称を用いるとともに、用語を定義する。

用語	内容
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかるといふに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染性	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。
感染症インテリジェンス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	政府行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。

用語	内容
業務計画	特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
居宅等待機者等	検疫法第14条第1項第4号及び第16条の3第1項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長より、居宅等での待機要請を受けた者。又は、検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第2項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長より感染したおそれのある者に対し、一定期間（当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間）、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた者。
緊急事態宣言	<p>特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。</p> <p>新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。</p>

用語	内容
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報をさす。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康監視	検疫法第18条第2項（同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第15条の3第1項（感染症法第44条の9第1項の規定に基づき政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。 ※政府が策定するものについては、「政府行動計画」とする。 県が策定するものについては、「県行動計画」とする。 市が策定するものについては、「市行動計画」とする。
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年（2025年）4月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

用語	内容
サーベイランス	感染症・環境汚染・経済等の動向について調査・監視を行うこと。
指定届出機関	感染症法第14条第1項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関。
新型インフルエンザ等	<p>感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。</p> <p>本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。</p>
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年（2020年）1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民の社会経済活動上重要な物資。

用語	内容
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
全数把握	感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う感染症（全数把握）の患者の発生の届出を行うもの。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	<p>特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。</p> <p>※政府が特措法第15条第1項に基づき設置する本部は、「政府対策本部」とする。</p> <p>県が特措法第22条第1項に基づき設置する本部は、「県対策本部」とする。</p> <p>市が、特措法第34条第1項に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、「市対策本部」とする。</p>
定点把握	感染症法第14条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法。

用語	内容
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
病原性	<p>学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことをさす用語であるが、府行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」をさす言葉として用いている。</p> <p>なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」をさす用語として「毒力」が使用される。</p>
市民等	<p>市に居住する住民及び市に通勤・通学や観光等で来訪する他市町村民等。</p> <p>※市に居住する住民のみをさす場合は、「市民」とする。</p>
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

用語	内容
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。 ※県が作成する計画は「県予防計画」、市が作成する計画は「市予防計画」という。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

用語	内容
リスク評価	<p>情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。</p>
IHEAT要員	<p>IHEAT要員とは、地域保健法第21条に規定する業務支援員。</p> <p>「IHEAT要員」とは、Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。</p>